

日本電気泳動学会諸規程

III. 日本電気泳動学会児玉賞規程

1. 会則第3条（3）に基づき本規程を定める。
2. 本会は初代会長児玉桂三先生から寄贈された日本電気泳動学会児玉賞基金を特別会計として管理する。
3. 本会は、電気泳動法などの物理化学的方法とその応用に関して顕著な研究業績を挙げ、かつ本会に貢献した会員に対し、本学会総会において日本電気泳動学会児玉賞を贈り、これを表彰する。
2) 授賞対象の研究業績は本会学会誌「生物物理化学」、「生物物理化学電気泳動」、もしくは「Journal of Electrophoresis」に掲載された論文であることを原則とする。なお、本学会研究発表会で発表された講演内容でもさしつかえない。
4. 賞は賞状、賞牌ならびに副賞からなる。
2) 副賞は日本電気泳動学会児玉賞基金を以てあてる。
5. 受賞者は学会総会で受賞講演を行う。
6. 授賞は毎年2件以内とする。
7. 受賞者の選考は日本電気泳動学会児玉賞選考委員会が行う。
2) 委員会は評議員会の議を経て会長が委嘱した若干名の委員によって構成する。
3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4) 委員会に委員の互選により選出された委員長を置く。
5) 委員長は委員会の運営を統括し、選考経過を学会総会で報告する。
8. 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年、委員会指定の期日までに、候補者の氏名、所属、対象論文、推薦理由書（400字以内）、候補者の略歴、研究業績を本会に提出しなければならない。

III - 2 日本電気泳動学会児玉賞 募集要項

（1）応募資格

本学会に原則正会員として3年以上、あるいは準会員として6年以上在籍して本会に貢献し、電気泳動法及び電気泳動関連手法とその応用に関して顕著な研究業績を挙げ、本学会会誌「生物物理化学」、「生物物理化学電気泳動」、もしくは“Journal of Electrophoresis”誌に論文を掲載された会員であることを原則とする。ただし、本学会研究発表会で発表された内容も審査の対象とする。

（2）応募方法

受賞候補者を推薦しようとする者は、候補者の氏名、所属、論文（著者全員、題名、年・巻・ページ）、推薦理由書（400字以内）、候補者の略歴（最終学歴、本学会会員歴、本学会活動を含む）、研究業績（本賞の趣旨にあうもののみ；著者全員、題名、年・巻・ページを明記すること）を電子媒体として、本会事務局に提出する。

（3）選考結果の通知と賞の授与

日本電気泳動学会児玉賞選考委員会にて受賞者を決定し、本人に通知する。受賞者はその年の総会において受賞講演を行い、会長から賞状、賞牌ならびに副賞を授与される。

（4）副賞

1件5万円